明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産三）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務二〇〇）　二
○登録有形文化財の管理団体を指定する件（文化庁六八）　三
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（農林水産二一二九）　四
○保安林の指定をする件（同二一三〇～二一三七）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二一三八～二一四九）　七
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一三四七、一三四八）　七
○都市計画に関する件（東北地方整備局一五三）　七
○都市計画に関する件（関東地方整備局二八八、二八九）　七

〔国会事項〕
沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）　八

〔人事異動〕
内閣　八
労働　八
最低賃金の改正決定に関する公示（長野労働局最低賃金公示二、徳島同二、香川同二）　八
国家試験　八
第六十二回原子炉主任技術者試験口答試験合格者（原子力規制委員会）　八

〔皇室事項〕
官庁事項　八

〔官庁報告〕
諸事項　八

〔公　告〕
官庁　八
金融商品取引業者営業保証金取戻し、割賦販売法施行令第十二条第一項の規定に基づく配当表関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　八

省令

○財務省厚生労働省令第三号
農林水産省令第三号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十七条第一項及び第三項の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月四日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

財務省
厚生労働省令第一号
農林水産省

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（施設認定農林水産物等） **第十三条**　法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、大韓民国、中華人民共和国、ナイジェリア、ブラジル、ベトナム、ペルー又はロシアに輸出される水産物 四　（略） （登録認定機関が認定する適合施設の種類） **第十七条**　法第十七条第三項の規定により登録認定機関が認定する適合施設の種類は、タイに輸出される農産物又はアメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル、ペルー若しくはロシアに輸出される水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。	（施設認定農林水産物等） **第十三条**　法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、大韓民国、中華人民共和国、ナイジェリア、ブラジル、ベトナム又はロシアに輸出される水産物 四　（略） （登録認定機関が認定する適合施設の種類） **第十七条**　法第十七条第三項の規定により登録認定機関が認定する適合施設の種類は、タイに輸出される農産物又はアメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル若しくはロシアに輸出される水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。